

第2 日本私立学校振興・共済事業団

不 当 事 項

補 助 金

(248) 私立大学等経常費補助金の経理が不当と認められるもの
(249)

科 目	(助成勘定)交付補助金
部 局 等	日本私立学校振興・共済事業団
補 助 の 根 拠	私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)
事 業 主 体	2 学校法人
補 助 の 対 象	私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費
上記に対する事業団の補助金交付額	15,662,311,000 円(令和 2 年度～ 4 年度)
不当と認める事業団の補助金交付額	5,651,000 円(令和 2 年度～ 4 年度)

1 補助金の概要

(1) 補助金交付の目的

日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)に基づき、国の補助金^(注)を財源として、私立大学等を設置する学校法人に私立大学等経常費補助金(以下「補助金」という。)を交付している。補助金は、私立大学等の教育条件の維持及び向上並びに学生の修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立大学等の経営の健全性を高め、もって私立大学等の健全な発達に資することを目的として、私立大学等における専任教職員の給与等教育又は研究に要する経常的経費に充てるために交付されるものである。

(注) 私立大学等 私立の大学、短期大学及び高等専門学校

(2) 補助金の額の算定

事業団は、私立大学等経常費補助金交付要綱(昭和 52 年文部大臣裁定)等に基づき、補助金の額を算定する資料(以下「算定資料」という。)として、各学校法人に補助金交付申請書とともに次の資料等を提出させている。

ア 申請年度の 5 月 1 日現在の専任教員等の数、専任職員数及び学生数に関する資料

イ 学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)に基づき作成した前年度決算の学生納付金収入、教育研究経費支出、設備関係支出等に関する資料

そして、事業団は、算定資料に基づき、私立大学等経常費補助金配分基準(平成 10 年日本私立学校振興・共済事業団理事長裁定)等に定める方法により、補助金の額を算定している。

(3) 一般補助及び特別補助

事業団は、次のアからウまでの方法により、私立大学等における経常的経費に対する一般補助の額を算定することとなっている。

ア 経常的経費を専任教員等給与費、専任職員給与費、教育研究経常費等の経費に区分して、経費区分ごとに専任教員等の数、専任職員数、学生数、教育研究補助者の数等に所定の補助単価を乗ずるなどして補助金の基準額を算定する。

イ 各私立大学等の教育研究条件の整備状況等を勘案して、補助金の重点的な配分を行うために、収容定員に対する在籍学生数の割合、学生納付金収入に対する教育研究経費支出と設備関係支出との合計額の割合等に基づいて増減率を算定する。

ウ アで算定した経費区分ごとの基準額に、イで算定した増減率を乗ずるなどの方法により得られた金額を合計して、一般補助の額とする。

そして、アのうち教育研究補助者の数については、補助金の算定対象となる要件(以下「補助要件」という。)として、ポスト・ドクター等の区分ごとに、職務内容、資格、従事期間等に係る基準が定められている。また、これらの教育研究補助者に共通する補助要件として、私立大学等との間に雇用契約があり、その賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理していることが必要とされている。

上記のほか、私立大学における学術の振興及び私立大学等における特定の分野、課程等に係る教育の振興のために特に必要があると認められるときは、特別補助として、補助金を増額して交付することができることとなっている。

2 検査の結果

本院は、合规性等の観点から、一般補助における教育研究補助者等の数は適切に算定されているかなどに着眼して、事業団が令和2年度から4年度までに補助金を交付している649学校法人のうち19学校法人において、算定資料等の書類により会計実地検査を行った。

検査したところ、2学校法人は、事業団に提出した算定資料において、一般補助について賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず教育研究補助者の補助要件を満たしていないポスト・ドクター等を算定対象に含めていたのに、事業団は、これらの誤った算定資料に基づいて補助金の額を算定していた。このため、補助金計5,651,000円が過大に交付されていて不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2学校法人において補助金の制度を十分に理解していなかったこと、事業団においてこれらの学校法人に対する指導及び調査が十分でなかったことなどによると認められる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

学校法人近畿大学は、一般補助において、事業団に提出した算定資料に、近畿大学における令和2、3、4各年度に係る算定対象の教育研究補助者の人数について、ポスト・ドクター等を2年度13人、3年度10人、4年度12人と計上していた。

しかし、上記ポスト・ドクター等のうち、2年度2人、3年度2人、4年度6人については、独立行政法人日本学術振興会が同大学の研究者に対して交付した科学研究費補助金等により人件費が賄われていて、同学校法人が賃金を「職員人件費(兼務職員)」で会計処理しておらず、補助要件を満たしていなかった。

したがって、算定対象とならない教育研究補助者を除外して算定すると、同学校法人に対する適正な補助金の額は、2年度4,974,017,000円、3年度4,079,098,000円、4年度4,365,514,000円、計13,418,629,000円となり、2年度905,000円、3年度735,000円、4年度2,130,000円、計3,770,000円が過大に交付されていた。

以上を事業主体別に示すと次のとおりである。

	事業主体 (本部所在地)	年度	補助金交付額 千円	不当と認める 補助金額 千円	摘 要
(248)	学校法人上智学院 (東京都千代田区)	3	2,239,912	1,881	一般補助において算定対象とならない教育研究補助者が含まれていたもの (上智大学)
(249)	学校法人近畿大学 (大阪府東大阪市)	2	4,974,922	905	同
		3	4,079,833	735	(近畿大学)
		4	4,367,644	2,130	
		小計	13,422,399	3,770	
(248) (249) の計			15,662,311	5,651	